

平成 30 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書及び変更届の提出について

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書は内容に変更がない場合であっても毎年度提出する必要があります。また、管理者、サービス管理責任者、運営規程等、届出が必要な事項に変更が生じた場合は、変更届を併せて提出してください。

(1) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

<提出書類>

①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（参考様式 11）

加算内容に変更が生じる場合は変更内容を記載してください。

②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1）

該当するサービスの様式のみ打ち出して提出してください。

③算定する加算に係る各様式

豊橋市障害福祉課ホームページに掲載されている、「各種加算の算定に必要な書類一覧」を参照の上、算定する加算に係る様式をホームページからダウンロードし、必要事項を記載のうえ提出してください。

(2) 変更届

<提出書類>

①指定障害福祉サービス事業・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業変更届（様式第 4 号）又は指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業変更届（様式第 6 号）

②変更届に必要な添付書類

豊橋市障害福祉課ホームページに掲載されている、「変更届に必要な書類一覧」を参照の上、様式をホームページからダウンロードし添付書類等を提出してください。

(3) 提出期限

・持ち込みの場合

平成 30 年 4 月 13 日（金）

・郵送の場合

平成 30 年 4 月 15 日（日） ※消印有効

《送付先》

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市福祉部障害福祉課 管理・指定グループ宛

提出書類の不足や、内容に不備がある場合は4月からの加算算定ができないこともありますので提出前に必ず書類を確認してください。

(4) 届出様式の一部変更

報酬改定に伴い、一部の様式については変更が生じます。国から新様式が示された後障害福祉課ホームページに新様式を掲載しますので、新様式にて提出をしていただきますようお願いいたします。なお、ホームページへの掲載完了後、メールにて各事業所あてご連絡します。

○各種加算の算定に必要な書類一覧

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/5731.htm>

○変更届に必要な書類一覧

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/5731.htm>

○各種申請・届け出に必要な書類の様式について（障害福祉課ホームページ）

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/5732.htm>

●平成30年3月31日を期限とする経過措置（愛知県集団指導資料より抜粋）

職種・加算等	要件等	期限切れとなる経過措置の内容
児童発達支援管理責任者	5年又は10年以上の実務経験のうち、障害児・者又は児童に対する支援経験が3年以上なければならない。（※1）	平成29年3月31日現在で児童発達支援管理責任者である者については、実務経験要件を満たしているものとみなす。
児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者（放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援・放課後等デイサービス多機能型事業所）	利用者数に応じて配置する職員は、児童指導員、保育士、又は障害福祉サービス経験者でなければならず（うち1名以上は常勤）、また最低限必要な配置職員のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない（※2）	平成29年3月31日現在で指定を受けている放課後等デイサービス事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス多機能型事業所を含む）については、利用者数に応じて必要な職員数（資格要件問わず）を配置（うち1名以上は常勤）していることを以て、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者の配置要件を満たしているものとみなす。
同行援護（従業者）	同行援護従業者養成研修一般課程修了者（※3）	居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者については、当該研修を修了したものとみなす。
	居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児への直接処遇業務に従事した経験を1年以上有する者（ただし、経験の有無に関わらず減算対象）（※1）	居宅介護従業者基礎研修課程修了者等については、1年以上の経験を満たしているものとみなす。
	介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者（※3）	介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たすものについては当該研修を修了したものとみなす。
同行援護（サービス提供責任者）	介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者であり、かつ同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了者（※3）	平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者については、同行援護のサービス提供責任者の要件を満たしているものとみなす。（経過措置期間中は介護福祉士等の資格も不要であるが、経過措置終了後は必要となる。）

●新たに設けられた、又は延長された経過措置

職種・加算等	要件等	経過措置の内容
サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者	実務経験要件を満たす者であり、かつサービス管理責任者研修該当分野（又は児童発達支援管理責任者研修）、及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了した者	新規に指定される事業所に配置されるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者で、実務経験要件を満たす者については、指定日から1年の間（平成30年度に指定を受ける事業所については平成31年3月31日までの間）、研修要件を満たしているものとみなす。（期限までに研修を修了する見込みがない場合は指定しない。）
児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者 （多機能型児童発達支援事業所、センター除く）	利用者数に応じ配置する職員は、児童指導員、保育士、又は障害福祉サービス経験者（うち1名以上は常勤）でなければならず、かつ最低限必要配置職員のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない（※2）	平成30年3月31日現在で指定を受けている単独型の児童発達支援事業所については、利用者数に応じて必要な職員数（資格要件問わず）を配置（うち1名以上は常勤）していることを以て、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者の配置要件を満たしているものとみなす。
重度障害者支援加算（Ⅱ） 体制評価 （施設入所支援）	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修修了者	平成27年3月31日において重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、当該研修に係る受講計画を作成し都道府県知事に届け出た場合、平成31年3月31日までの間は、当該研修修了者が配置されているものとみなす。
重度障害者支援加算（Ⅱ） 個別支援評価 （施設入所支援）	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、又は行動援護従業者養成研修修了者	平成27年3月31日において重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、当該研修に係る受講計画を作成し都道府県知事に届け出ている場合、平成31年3月31日までの間は、当該研修修了者が配置されているものとみなす。
食事提供体制加算	事業所内で食事を作り提供した、又はクックチル、クックサーブ等特殊な方法で事業所へ搬入された食事を提供した場合、平成30年3月31日までの間加算を算定する。	当分の間、加算算定を継続する。（廃止する場合は改めて厚生労働省から通知される。）
処遇改善加算	処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、これを廃止する。	当分の間、処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）についてはこれを継続する。（廃止する場合は改めて厚生労働省から通知される。）

同行援護 (従業者)	同行援護従業者養成研修一般課程修了者 (※3)	平成30年3月31日の時点で地域生活支援事業における旨ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する旨ろう者向け通訳・介助員については、平成33年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす。
行動援護 (サービス提供責任者)	行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者への直接支援業務に従事した経験を3年以上有する者(※1)	介護福祉士等、居宅介護のサービスの提供責任者の要件を満たし、かつ知的障害者、知的障害児又は精神障害者への直接支援業務に従事した経験を5年以上有する者については、平成33年3月31日までの間は、当該研修を修了したものとみなす。(※1)
行動援護 (従業者)	行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者への直接支援業務に従事した経験を1年以上有する者(※1)	初任者研修修了者等であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者への直接支援業務に2年以上従事した者については、平成33年3月31日までの間は、当該研修を修了したものとみなす。(※1)
重度障害者支援加算 (共同生活援助) (※4)	(イ) サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第一号)、又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者 (ロ) 生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第一号)、喀痰吸引等研修(第二号)、又は喀痰吸引等研修(第三号)修了者	具体的な要件については追って厚生労働省から示される予定であるが、平成31年3月31日までの間経過措置が講じられる。

(※1) 実務経験については、1年あたり180日以上の実務実績を要する。

例：サービス管理責任者(特定の資格を有する者)については、5年以上かつ900日以上の実務経験を要する。

(※2) 職員の配置例については、「児童発達支援・放課後等デイサービス基準改正後の人員配置の例」を参照すること。

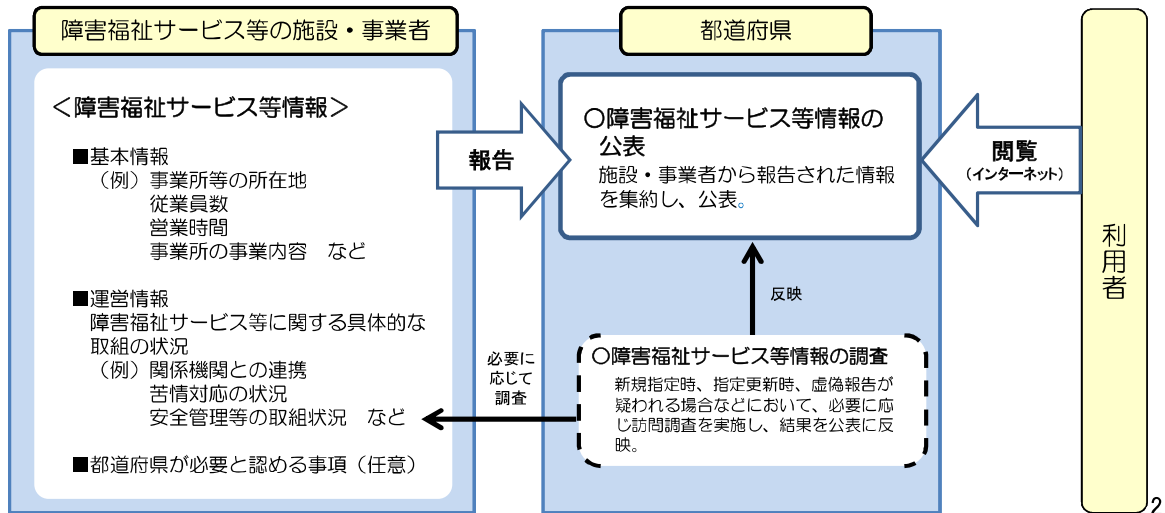
- (※3) ● 本県において同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると認める研修は以下のとおり
- ▽本県が指定した(旧名称)居宅介護従業者等養成研修事業者が実施した、次の年度内に修了した研修
- ・ 重度視覚障害者研修課程（平成12年度～平成16年度）
 - ・ 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程（平成16年度～平成23年度）
 - ・ 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程（平成19年度～平成23年度）
- 本県において同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程に相当するものと認める研修は以下のとおり
- ▽社会福祉法人日本盲人会連合が実施した、次の年度内に修了した研修
- ・ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修（平成20年度～平成23年度）
- 詳細は愛知県障害福祉課相談グループ（052-954-6292）に確認すること。

- (※4) (イ) 及び (ロ) をともに満たし、かつ指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員を配置する必要がある。

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



2. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。
- ※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。
- ※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
障害者サービス	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
障害児サービス	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	×(※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

3. 公表対象となる事業者

- ① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。
- ② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。
「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	○ サービスを提供する事業所等に関する事項 ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など

4

5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

- (1) 障害福祉サービス等情報の報告時期
 - ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。
 - (2) 障害福祉サービス等情報の報告方法
 - ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
 - ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」を立ち上げる予定。
 - ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。
- ※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

- (1) 障害福祉サービス等情報の公表時期
 - ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。

※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。
- (2) 障害福祉サービス等情報の公表方法
 - ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

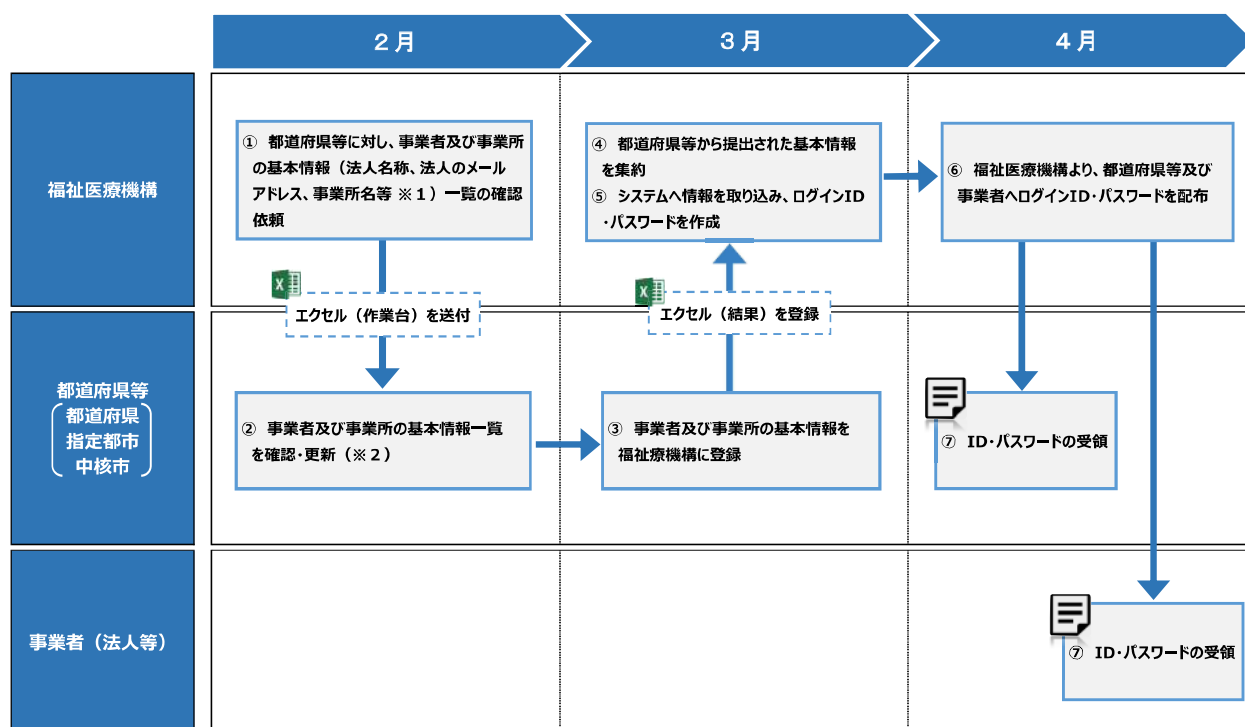
【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消) 等

5

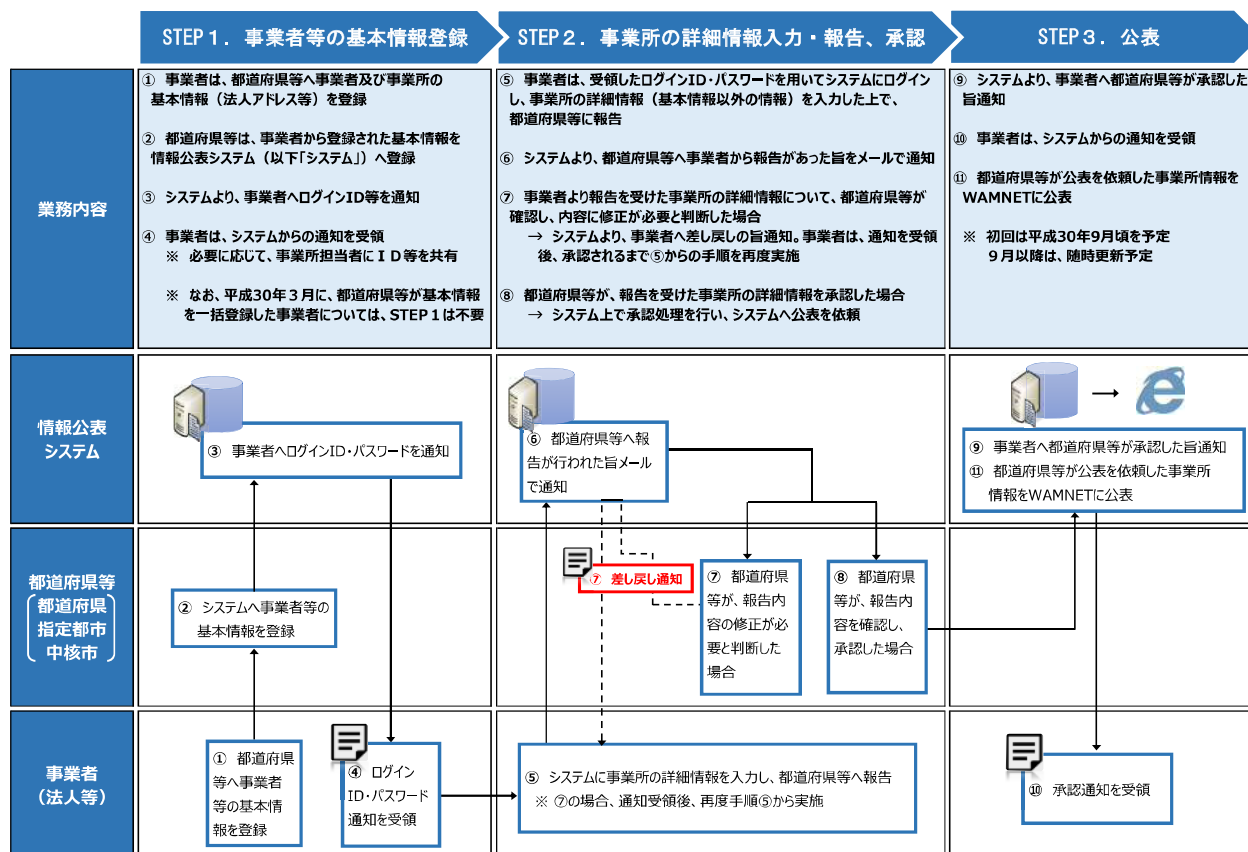
(参考) 平成30年2月～4月における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料1



(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料2



豊橋市の平成 30～32 年度における特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援 A・B 型）の指定方針について

1. 基本方針

障害者総合支援法第 36 条第 5 項の規定による特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型）の新たな事業所指定にあたっては、申請時点において「第 5 期豊橋市障害者福祉実施計画（平成 30～32 年度）」（以下「計画」という。）のサービス見込量を、既に達成している場合、又は当該申請に係る指定によって必要な量を超えることになると認められる場合は指定しないことができるとされています。

平成 30 年度の就労継続支援 A 型については、既に計画に定めた事業所数に達しているものの、利用定員が計画のサービス見込量を下回っているため、新たな事業所指定により、必要な量（利用定員）を超える場合は、新たな指定は原則行わないものとします。

ただし、地域の配置バランスを考慮し、設置が遅れている地域（※3.(3)）の整備については、豊橋市社会福祉施設等整備・指定審査会に諮り、真に必要な事業所に限り指定する場合があります。

2. サービス見込量（「第 5 期豊橋市障害者福祉実施計画」）及び平成 30 年 3 月 1 日現在の事業所数及び利用定員数

サービス種別 箇所等 年度	生活介護		就労継続 A 型		就労継続 B 型	
	事業所数 (箇所)	利用定員 (人)	事業所数 (箇所)	利用定員 (人)	事業所数 (箇所)	利用定員 (人)
H30 計画値	30	1,068	12	195	40	874
H31 計画値	32	1,153	12	195	44	979
H32 計画値	34	1,246	12	195	48	1,097
H30.3.1 現在(A)	28	942	12	179	34	698
(A)－H32 計画値	▲6	▲304	0	▲16	▲12	▲399

※(A) …H30.3.1 現在の事業所数・利用定員

3. 地域の配置バランスについて

(1) 地域別配置状況 (H30. 3. 1 現在)

サービス種別 箇所等 地区	生活介護		就労継続A型		就労継続B型	
	事業所数 (箇所)	利用定員 (人)	事業所数 (箇所)	利用定員 (人)	事業所数 (箇所)	利用定員 (人)
東部	9	322	6	100	10	157
西部	6	160	1	10	6	125
南部	7	324	0	0	5	114
北部	3	80	2	34	3	50
中部	3	56	3	35	10	252
計 (A)	28	942	12	179	34	698

(2) 10万人あたりの箇所数及び利用定員 (事業所数は H30. 3. 1 現在、人口は H29. 10. 1 現在)

サービス種別 箇所等 地区	生活介護		就労継続A型		就労継続B型	
	事業所数 (箇所)	利用定員 (人)	事業所数 (箇所)	利用定員 (人)	事業所数 (箇所)	利用定員 (人)
東部	7.3	259.8	4.8	80.7	8.1	126.7
西部	10.3	274.5	1.7	17.2	10.3	214.4
南部	7.8	361.7	0	0	5.6	127.3
北部	9.6	254.8	6.4	108.3	9.6	159.2
中部	4.1	75.7	4.1	47.3	13.5	340.7
計	7.4	249.8	3.2	47.5	9.0	185.1

(3) 設置が遅れている地域

設置が遅れている地域とは、市内を5地区に分けた場合に、0又は1か所の地区あるいは人口比で定員が他地区と比較して、著しく下回っている（全地区平均の1/2未満）地区とする。）地区とする。

地区	中学校名	中学校区数
東部	豊岡、東陽、東部、青陵、東陵、二川	6 中学校区
西部	牟呂、吉田方、南陽	3 中学校区
南部	高師台、本郷、南稜、五並、高豊、章南	6 中学校区
北部	北部、前芝、石巻	3 中学校区
中部	中部、豊城、羽田、南部	4 中学校区

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されます

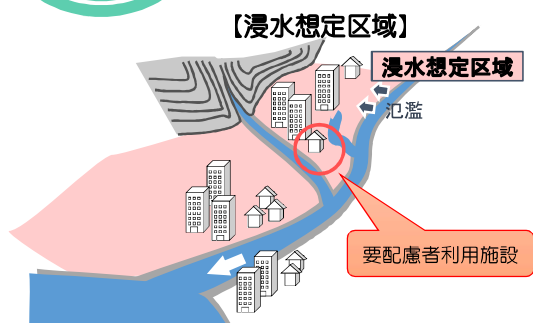
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

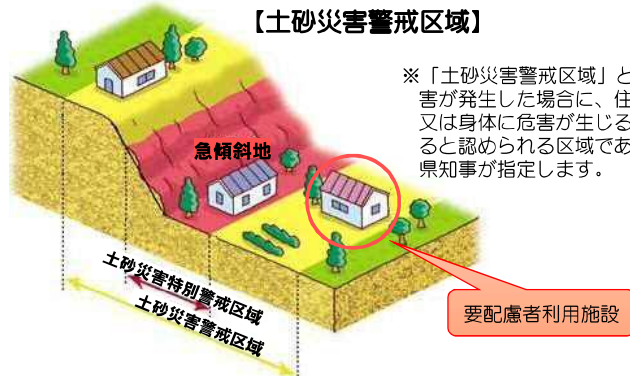
「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に公布されました。これにより、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」「土砂災害防止法」が改正されます。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となります。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設

- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園 ・ 中学校 ・ 高等学校 ・ 特別支援学校 ・ 専修学校（高等課程を置くもの） 等
- ・小学校 ・ 義務教育学校 ・ 中等教育学校 ・ 高等専門学校

（医療施設）

- ・病院 ・ 診療所 ・ 助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載いたしますので、計画作成の参考としてください。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。

➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

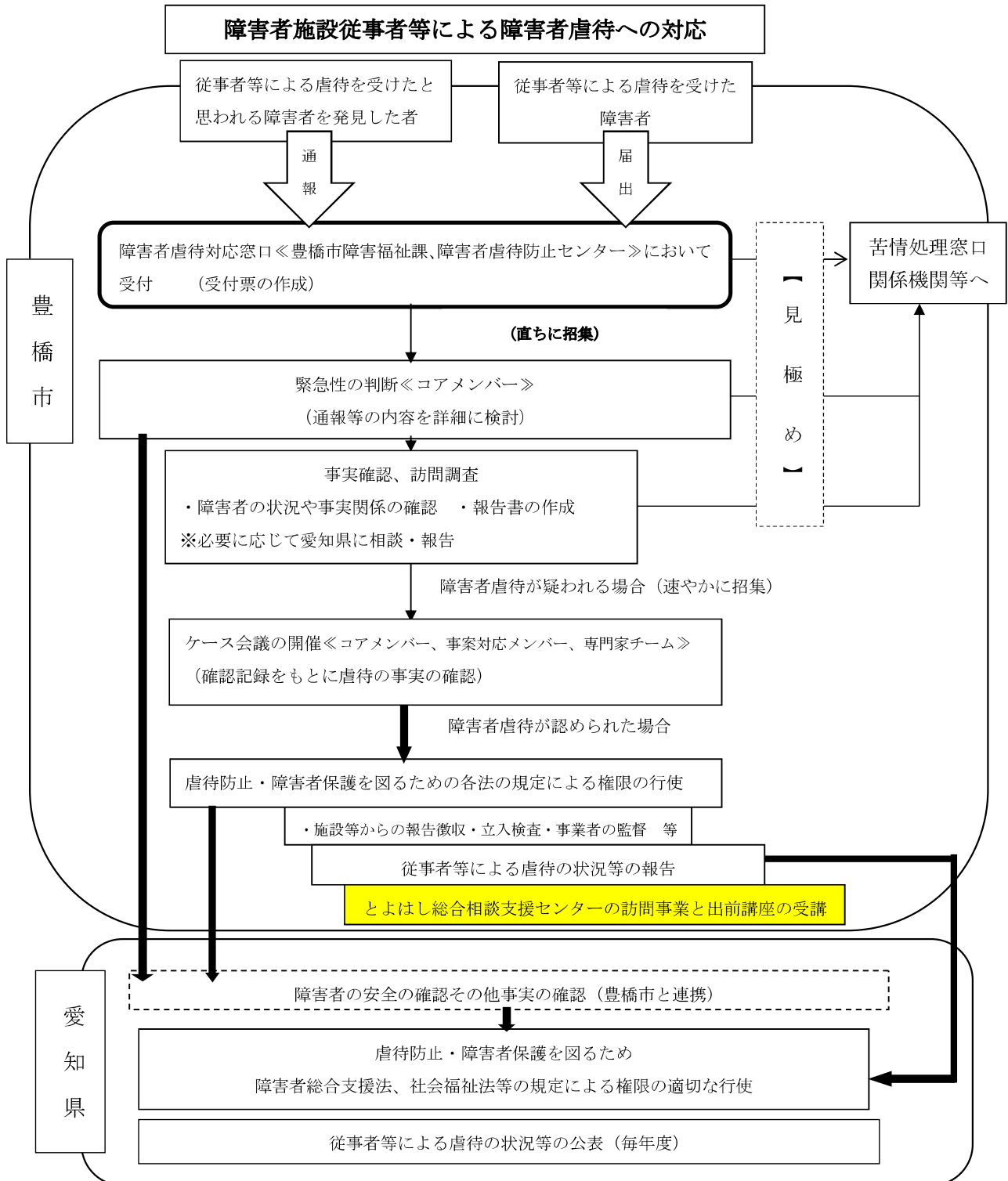
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

（H29.5.26）

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応

1 対応の流れ



各福祉事業所 ご担当者様

豊橋市役所 障害福祉課

福祉回数乗車（電車・バス）券、福祉タクシー料金助成券の制度改正について

平素より本市福祉行政にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

さて、福祉回数助成券および福祉タクシー料金助成券について、平成30年度より下記のとおり制度の内容を変更いたしますのでご承知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 助成券の種類

種類	対象者
① 障害者タクシー料金助成券（15,000円分） ※自動車・軽自動車税減免措置適用者を除く	・身体障害者手帳： 視覚障害、下肢障害、体幹障害、 内部障害いずれかの1～3級 ・療育手帳：A・B判定 ・精神障害者手帳：1・2級
下記の②～⑤いずれかを選択	・6歳以上の障害者手帳所持者
② 障害者タクシー料金助成券（5,000円分）	・市内在住
③ 障害者電車料金助成券（5,000円分）	※下記のいずれかの該当者は除く
④ 障害者コミュニティバス助成券（5,000円分）	・未就学者
⑤ 元気バス購入助成券（9,000円分）※65歳以上のみ	・長寿介護課の高齢者向け交通券交付対象者

※①については金額や対象者に変更はありません。

※①と②～⑤のいずれかについては、対象者であれば従来どおり重複して受け取れます。

※①～⑤のいずれも有効期限は年度末までとなります。

※「元気バス」は渥美線新豊橋駅等で、購入助成券と引き換えです。

※元気バスは半年券との引き換えですが、差額6,000円自己負担していただければ1年券もお引き換えいただけます。

※養護老人ホーム・特別養護老人ホームの入所者の障害者手帳所持者も対象になります。
（70歳以上の方は長寿介護課の交通助成券交付対象者にならない方に限る）

2. 配布期間・場所

配布期間（土日祝日・年末年始は除く） 8：30～12：00、13：00～17：15	配布場所
平成30年5月1日（火） ～ 平成31年3月29日（金）	市役所 障害福祉課
平成30年6月1日（金） ～ 平成30年12月28日（金）	窓口センター（市内8か所）

※ 4月の配布は行いませんのでご注意ください。

※ 5月の混雑期は市役所障害福祉課窓口の前に配布特設会場を設置し配布します。

※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も配布特設会場の設置期間は⑬番窓口ではなく、
特設会場でお受け取りいただきます。

3. 持ち物

①障害者手帳（お持ちのもの全て）

②手帳所持者のみとめ印（スタンプ式不可）

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の家族、後見人、病院関係者等が代理で受け取る場合

③（①、②に加えて）代理の方の身分証明

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の上記の家族等以外の方が代理で受け取る場合

・（①～③に加えて）委任状

4. その他

・対象者の方にも4月下旬までに順次通知をお送りしています。

・ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

（問合先） 豊橋市役所 障害福祉課

・身体障害者・療育手帳、複数の手帳をお持ちの方
身体・療育グループ

TEL 0532-51-2345

FAX 0532-56-5134

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
精神保健グループ

TEL 0532-51-2312

FAX 0532-56-5134

29障福第2305-1号
平成30年3月5日

各障害福祉関係施設・事業所管理者 様

愛知県健康福祉部長
(公印省略)

平成30年度愛知県障がい者施設歯科健診事業について（通知）

障害者施設等の利用者の方々の歯科健診等を下記のとおり行うこととなりました。歯科健診等の実施を希望される場合は、別添申込書に必要事項を記入のうえ、**平成30年4月13日（金）まで**にファクシミリで障害福祉課までお申し込みください。

記

- 1 実施者
一般社団法人愛知県歯科医師会
- 2 目的
歯科疾患の予防、歯科疾病の早期発見及び歯科健康教育の推進を図り、障害児者の健康維持に努めること。
- 3 対象
(1) 障害者支援施設及び障害児入所施設の利用者
(2) 障害福祉サービスの通所利用者
※グループホーム、障害児通所支援の利用者は対象に含まれません。
※計画段階で受診予定者が少数の場合は近隣の施設と調整のうえ、**10名以上**で申し込んでください。（県では調整しません。）。
- 4 実施内容
(1) 歯科健診及び歯科衛生指導（個別・集団）
(2) フッ化物塗布によるむし歯予防
(3) 施設職員に対する歯科健康教育講話
- 5 実施方法
愛知県歯科医師会が健診スタッフを施設等に派遣し実施する。
- 6 実施日時等
(1) 実施期間 平成30年6月から12月
(2) 実施曜日 原則木曜日
(3) 日 数 1日
(4) 健診料 無料
- 7 派遣内容等の問い合わせ先
一般社団法人愛知県歯科医師会
電 話 052-962-9106
メール jigyo@aishi.or.jp

担 当 障害福祉課地域生活支援グループ（西野）
電 話 052-954-6697（ダイヤルン）
FAX 052-954-6920

平成 30 年度愛知県障がい者施設歯科健診事業申込書

平成 30 年 月 日

施設名

施設長

印

下記のとおり、申込みます。

記

施 設 名			
施設種別 (必ずご記入下さい)		例:就労継続支援 B 型 等	
		該当箇所に○をつけて下さい 通 所 ・ 入 所	
住 所		〒 ー	
電話	() ー	FAX	() ー
施 設 長 名			
担 当 者 名			
実 施 内 容 該当する箇所の口に レ 点を入れて下さい		歯科健診対象者 ☐ 身体障がい者 ☐ 知的障がい者 ☐ 精神障がい者	
実施希望年月日		第一希望:平成 年 月 日() 第二希望:平成 年 月 日() 第三希望:平成 年 月 日() ※6 月～12 月の間にお願いします。	
受診予定者		人	
職 員 数		人 (健診対象にはなりません)	

※近隣の施設と調整し 10 名以上での申し込みをする事業所については、歯科健診等の実施場所となる事業所の情報を記載してください。ただし、受診予定者欄は合計の人数を記載してください。

障害福祉サービス事業所等の新規指定申請及び事業所の所在地の変更・増設をお考えの方へ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業を実施する場合は、障害福祉サービス事業所として豊橋市の指定を受ける必要があります。

障害福祉サービス事業所として指定を受けるに当たっては、人員の基準とともに設備に関する基準が定められている他に、事業所の建物に関して、建築基準法、都市計画法、消防法その他の関連法令に適合している必要があります。

豊橋市では、この度、新規に事業を始める場合や事業所の所在地の変更や増設をする場合に、「関連法令協議記録」(参考様式)の提出を求め、当該事業所に係る建築基準法、都市計画法及び消防法等に基づく手続きの状況について確認を行うこととなりました。

つきましては建築指導課はじめ関係部署と連絡を取って頂き、関連法令への適合確認や必要となった手続き等の完了を申請日までに報告して頂きますようお願い致します。

(1) 新規指定申請及び変更届時に関する留意事項

① 建物が建築基準法に適合すること

- ・新築、増築、所在地の変更等の場合、自己所有、賃貸を問わず、建築基準法上の手続き(用途変更等)について確認し、手続きが必要な場合は、申請又は変更届時までに手続きを完了すること。

② 建物が都市計画法に適合すること

- ・事業所を建築(既存建物の用途変更を含む)、所在地の変更等をする場合、都市計画法上の手続き(開発許可等)について確認し、手続きが必要な場合は、申請又は変更届時までに手続きを完了すること。

③ 建物が消防法に適合すること

- ・事業所を建築(既存建物の用途変更を含む)、所在地の変更等をする場合、消防法上の手続きについて確認し、手続きが必要な場合は、申請又は変更届時までに手続きを完了すること。

④ その他法令に適合すること

- ・事業所を建築(既存建物の用途変更を含む)、所在地の変更等をする場合、①～③以外のその他法令(農地法、食品衛生法など)についても確認し、手続きが必要な場合は、申請又は変更届時までに手続きを完了すること。

新規指定申請時には指定月の前々月の末日(前々月の末日が休日等で閉庁日である場合は、前の閉庁日が締切日)までに、事業所の所在地の変更や増設をする場合は変更日前までに、①～④をすべて満たしていること。

(2) 注意点

建物の大きさ等によって、手続きにかかる時間や手順が変わる可能性があります。詳しくは担当課へご確認下さい。

建築基準法: 建築指導課建築審査グループ(51-2581)

都市計画法: 建築指導課開発審査グループ(51-2584)

消防法: 予防課予防グループ(51-3120)

既存建物を福祉施設、グループホーム等として 活用する事を考えている事業者の皆様へ

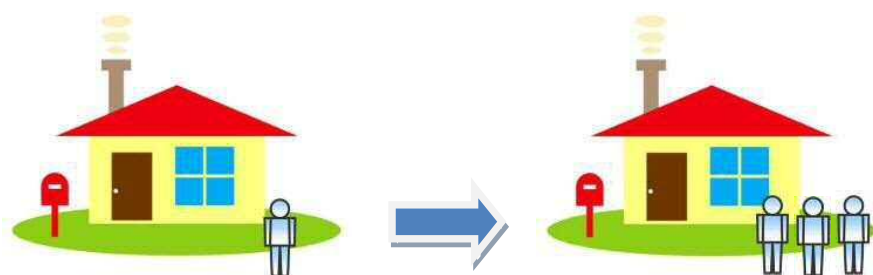
■豊橋市から福祉施設、グループホーム等の**指定**を受ける際には、
前提として**各関係法令に適合**している必要があります。

建築基準法などの基準を確認されていますか！？

既存建物を福祉施設、グループホーム等として活用する場合は、
建築基準法や消防法などの関係法令の基準を確認してください。

例えば、「**戸建住宅**」を「**グループホーム、福祉施設等**」として
活用する場合、建築基準法において、避難に関する改修工事など
が必要となります。

注意※活用する面積に関わらず各関係法令の基準を満たす必要があります！！



既存建物

福祉施設、グループホーム等

主に避難に関する改修が必要です！！ 

1. 建築基準法の基準について

既存建物を福祉施設やグループホーム等として活用する場合、火災など災害時ににおいて、安全に避難できるように、主に下記の基準等を満たす必要があります。

■防火間仕切り壁の設置

火災時に火が燃え広がることを抑えるために、避難経路となる通路や火を使用する部屋とその他を防火間仕切りで区画します。

■非常照明の設置

停電の際に安全に避難できるように、非常時に点灯する非常照明を主に避難経路に設置します。



Ex.天井埋め込み型非常照明

※上記に示す内容は、大切な命を守るための基準です。事業者の方々は責任を持って設置するようにしてください。その他にも様々な基準がありますので、建築士等にご相談ください。

【既存建物に対する留意点】

用途変更をする際には、**面積に関わらず既存建物が適法であることを確認**する必要があります。既存の建物が適正に手続きが取られた建物であるか（確認済証及び検査済証の有無）、手続き後に改修等で間取りが変わっていないか等、現地調査を行い現状が適法であることを確認の上、建築士等に相談して計画を進めるようにしてください。

なお、**活用面積が 100m² を超える場合は、用途変更の確認申請手続きが必要**となりますので注意してください。

2. 消防法、都市計画法などの関係法令について

建築基準法以外にも都市計画法、消防法等に適合している必要があります。計画の用途によっては、既存建物を活用ができない場合もあります。また、改修工事や申請等が必要となる場合があります。詳しくは、**建築士、消防設備士等に相談して計画**を検討してください。

※なお、各法令に適合していない部分があるにも関わらず、活用している場合については、違法行為にあたりますので、御注意ください！！

問い合わせ先：建築基準法について ⇒建築指導課 0532-51-2581
：消防法について ⇒消防本部予防課 0532-51-3122

1. 概要

経管栄養、インシュリン注射、導尿などの医療的ケアを必要とする児童・生徒が、保育園、学校等に通っているときに、看護師が保育園等を訪問して医療的ケアを実施する際の費用の一部を給付し、保護者等の負担の軽減を図ります。

2. 対象者

保育園等に通うことが出来る医療的ケアが必要な市内在住の児童・生徒（義務教育まで）

3. 内容

保育園等において訪問看護ステーションから派遣される看護師が、児童・生徒に行った医療的ケアに要する経費を給付します。（月１０回を限度）

4. 費用負担

原則１割負担（世帯の所得に応じて負担上限月額あり）

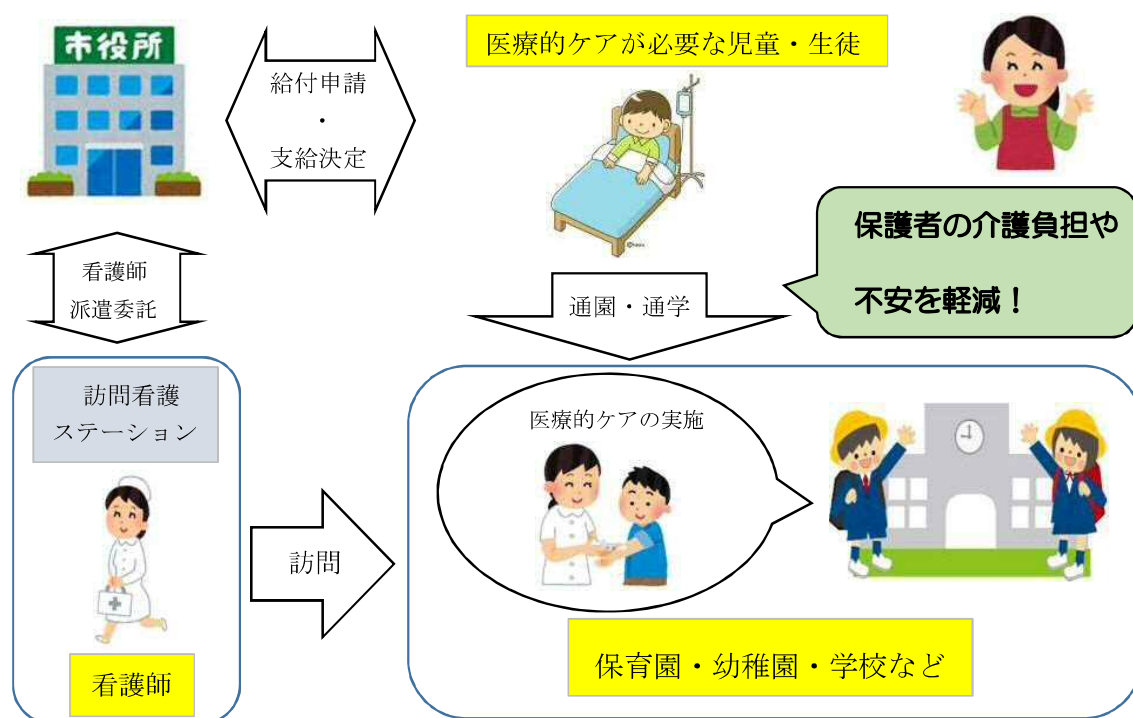
5. 開始年月日

平成３０年４月１日～

6. 利用方法

- ①学校、訪問看護ステーションに、制度の利用について事前に承諾を得てください（所定の様式あり）。
- ②豊橋市役所 障害福祉課にて申請手続きをしてください（所定の様式あり）。
- ③支給決定通知書が郵送されますので、学校、訪問看護ステーションに報告後、利用開始となります。

7. 概要図



<問い合わせ先>

豊橋市役所 障害福祉課 福祉サービスグループ （電話）０５３２－５１－２３４７

Email : shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp

FAX : 0 5 3 2 - 5 6 - 5 1 3 4

集団指導の説明事項に関して、質問がある場合は **FAX** にてこちらの質問票を送信してください。

質問日	平成 年 月 日
事業所名	
サービス種別	
担当者名	
連絡先	電話番号：
	FAX 番号：
質問題目：	
質問内容（簡潔かつ具体的に記載してください）	

113